0016

┃ (農林水産省) ┃ (平成23年度第3次補正予算)									
事業名	農と福祉の連携によるシニア能力活用モデル事業		業担	当部局庁 経営局			作成責任者		
事業開始・ 終了(予定) 年度	平成23年度~平成24年度		:	担当課室	就農·女性課女性·高齢者活 大臣官房政策課	舌動推進室	室長 後	荻野 喜江 牧野 秀史	
会計区分	一般会計			施策名	⑤意欲ある多様な農業者による農業経営の推進				
根拠法令				する計画、 通知等	食料・農業・農村基本計画、東日本大震災からの復興の基本方針				
事業の目的	被災地において市町村等が農園を設置し、仮設住宅入居者等が参加して行う営農活動を実施し、これに対し近隣の高齢農業者等が技術指導を行 う取組をモデル的に実施することにより、①農村高齢者の活動・就労の場の確保、②農と福祉の連携による新しい営農・雇用形態の創出、③被災者 に対し農作業を通じた心身のケアの提供に資する。								
事業概要	上記の事業目的を達成するため、 ①仮設住宅入居者等が協働で行う農園活動の企画・運営、②高齢者等が農作業をしやすい軽労力化営農環境の整備、③農園活動の実践、④先 進・熟練農家等による農業技術指導等を支援 補助率:定額								
実施方法									
23年度予算額 (単位:百万円)	当初	第1次補正	第2	次補正	第3次補正 計		+		
	-	-		_	84		84		
成果目標(アウトカム)	成果指標	単位 23年度 (24	在 (年)	舌動指標	活動指標	単位	23年月	变活動見込	
	営農活動参加者及び就労し た農村高齢者に占める満足 した者の割合		(7) ※上段	ロ 30 1 日 1 	営農活動参加者数	٨	(540	
単位当たり コスト	4,664	(千円/地区)	算出根拠	単位当たりコスト(4,664千円)=予算額(83,952千円) ・取組地区数(18地区)					
		事	業所管部局(こよる点検					
					内 容				
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。 被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。				基本方針において、地域農業の再生を図る上で、「農業生産だけでなく、復興ツーリズムの推進や再生可能エネルギーの導入、福祉との連携といった様々な取組みを組み合わせ、これに高齢者や女性等も参画することにより、地域の所得と雇用を創出していく。」(17頁 5の(3)③(iii)(ハ))とされたところであり、農と福祉の連携により、農村高齢者の活動・就労の場を確保するために必要な事業である。 若者から高齢者まで地域の持てる力を結集し復興に取り組む必要があり、被災により自らの農業の継続を断念せざるを得ない高齢者の豊富な経験や知識、技術を活かせる場をつくることが必要。一方で仮設住宅入居者の孤立が懸念されるなど被災者に対する福祉の充実が喫緊の課題となっている。以上から、被災地のニーズを踏まえた事業といえる。					
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。				今後、農と福祉の連携という新たな取組を進める上でのモデルを構築するために、厚生労働省と連携を図りながら効果的に実施することとしている。					
費用対効果や効率性の検証が行われたか。				モデル事業としての規模を勘案し、仮設住宅周辺での農園活動に必要となる適正な経費を計上。(なお、三宅島噴火災害や新潟県中越地震の際には、避難生活中の農園活動が雇用の創出やコミュニティの形成等に効果をあげたところ。)					
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。				とから、事業 難な市町村	後地域において、農業再生に資するものとして実施する事業であるこら、事業実施主体を市町村等とし、国は被災地として環境整備が困い市町村等が行う取組に必要な支援(補助金)を行うこととしており、関分担は明確である。				
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。				既に設置されている仮設住宅の周辺に農園を整備し、営農活動を行うこととしている。					
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。					を速やかに事業実施要綱等 。事業の進行管理が適切				